

## 丹波篠山市公式SNS運用指針（案）

### （趣旨）

第1条 この指針は、丹波篠山市（以下「市」という。）が、公式のソーシャルネットワークサービス（以下「公式SNS」という。）を運用するに当たり、必要な基本事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 公式SNSは、市の取組やイベント等の行政情報のほか、市内の出来事、市の魅力等を積極的に発信することで、丹波篠山市民及び市外の多くの利用者に対し、市行政への理解と関心を高めることを目的とする。

2 前項の規定によるほか、災害等緊急時において、迅速な情報提供に活用するものとする。

### （発信する情報）

第3条 公式SNSにおいては、次に掲げる情報を発信する。

- (1) 市の市政情報
- (2) 市のイベント及び魅力に関する情報
- (3) 災害等の緊急情報
- (4) その他、公式SNSで発信することが必要と認める情報等

### （コメントへの返信）

第4条 公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。

2 市への意見又は問合せについては、市公式ホームページにおいて受け付けるものとする。

### （利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、公式SNSの利用に際して次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。この場合において、利用者による投稿内容が当該行為に該当すると判断した場合は、市が予告なく削除、非表示、アカウントのブロック等を行うことができるものとする。

- (1) 法令等に違反する行為又は違反するおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 人権侵害となる行為
- (4) 市、特定の個人、団体等を誹謗中傷する行為
- (5) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示又は漏えいする行為
- (6) 営業活動、政治的活動、宗教的活動その他営利を目的とする行為
- (7) 虚偽又は事実と異なるものを記載する行為
- (8) 市、利用者又は第三者の保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的

財産権を侵害する行為

- (9) 市、利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供する行為又はそのおそれがある行為
- (11) 他の利用者、第三者等になりすます行為
- (12) その他、市が不適切と判断した行為  
(知的財産権)

第6条 公式SNSに掲載されている内容(写真、イラスト、文章等)に関する知的財産権(著作権等の諸権利)は、市又は原作者に帰属する。

2 公式SNSの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、市に無断で転載等を行うことはできないものとし、引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示するものとする。

(免責事項)

第7条 公式SNSに関する免責事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市は、利用者が公式SNSを利用したこと又は利用できなかったことにより被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (2) 市は、公式SNSの掲載情報の正確性については万全を期すものとするが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。
- (3) 市は、利用者が公式SNSの情報をを用いて行う行為については、一切責任を負わないものとする。
- (4) 市は、利用者から投稿された公式SNSに対する、リプライ、リツイート、コメント、シェア等については、一切責任を負わないものとする。
- (5) 市は、公式SNSに関して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル、紛争等が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この指針は、令和4年10月1日から適用する。